

行政視察報告

(議会運営委員会)

<視察目的>

今回の視察においては、将来のまちづくりに向け本委員会が所管する重要事項である①議会基本条例の制定、②IT 機器を活用した経費節減・効率的な議会運営、③積極的な議会改革への取組み等について先進地を訪問し、将来世代に責任が持てる市政運営の実現に向け、議会自らが、その役割を確実に果たすべく改革・機能強化を図るとともに、発展的な意見提言を行うべく視察として実施した。

<視察概要一覧>

視察月日	視察先	視察施設	視察内容
8月17日	埼玉県飯能市	埼玉県飯能市役所	○タブレット端末活用への取組みについて ○議会基本条例制定までの経緯と制定後の検証体制について ○その他の議会改革への取組みについて
8月18日	岩手県滝沢市	岩手県滝沢市役所	○幸福感を踏まえた総合計画の策定について ○議会改革への取組みについて
8月19日	秋田県仙北市	角館・樺細工伝承館	○国家戦略特区への取組みについて ○議会基本条例制定までの経緯と制定後の検証体制について ○その他の議会改革への取組みについて

<視察概要報告>

1. 埼玉県飯能市

●対応者

(議会) 松橋律子市議会副議長、相田議会改革特別委員長、内田けんじ市議会議員
(議会事務局) 安藤幸宏議会事務局議会総務課長

●場 所

飯能市役所議場 (埼玉県飯能市双柳 1-1)

●市 勢

- *市制施行 昭和29年4月1日
- *人 口 (男) 40,172 人、(女) 40,192 人=合計 80,364 人(H28.04.01)
- *世 帯 数 33,954 世帯
- *面 積 193.05 km²

●特 徴

埼玉県飯能市は、県の南西部に位置し、東は狭山市と入間市、南は東京都青梅市と奥多摩町、西は秩父市と横瀬町、北はときがわ町、越生町、毛呂山町、日高市に接している。

地形は山地、丘陵地、台地に概ね分けられる。北西部は山地で、市域の76パーセントを森林が占めている。南東部は丘陵地及び台地で、北の高麗丘陵と南の加治丘陵の間の台地部分に市街地が発達している。さらに、入間川、高麗川の一級河川が、西部山地から東部台地へと流下している。気候は、太平洋側の内陸型気候であるが、山間部は季節による気温の変化が激しく、降水量は埼玉県内でも多い地域となっている。

昭和29年に県下9番目の市制を施行。古くは林業と織物のまちとして栄えた。昭和40年代からは宅地化が進展し、高校や大学、工場などの立地も進み、首都圏の近郊住宅都市として変化を遂げている。平成17年には、旧名栗村と合併、県内3番目という広大な面積を有する市となった。

都心から約50km圏内に位置し、交通アクセスも良好な環境にありながら、緑と清流という自然に恵まれた飯能市は、古くから豊かな森林と人との共生によって、人々の暮らしや文化・歴史、産業が育まれてきている。こうしたことを背景に、平成17年4月1日に「森林文化都市」を宣言し、自然と都市機能が調和した、暮らしやすい都市を目指したまちづくりに取り組んでいる。

●議会の状況

- *議員定数 (条例定数：19人、現員数：18人)
- *会派構成：緑の会1(2人)、緑の会2(3人)、緑の会3(2人)、
緑の会4(2人)、翠溪会(2人)、公明党(3人)、日本共産党(4人)
- *平均年齢： 59.1歳
- *当選回数： 1回～9回
- *会議の開催状況
 - ・定例会：(3・6・9・12月)→本会議日数：22日/年(H27年度実績)
 - ・臨時会：0日/年(H27年度実績) ・常任委員会：30日/年(H27年度実績)
 - ・特別委員会：15日/年(H27年度実績)
- *議決結果：232件(H27年度実績)

＊常任委員会（定数）

- ・総務委員会（7人）
- ・厚生文教常任委員会（6人）
- ・経済建設委員会（6人）

＊特別委員会

- ・決算特別委員会（16人）
- ・議会改革特別委員会（10人）
- ・第5次飯能市総合振興計画審査特別委員会（7人）

＊事務局職員数：事務局長以下6人（定数6人）

●概要：（資料別紙）

※今回の本市議会の行政視察が、飯能市議会への正式な行政視察として、200件目とのことであった。庁舎に入る際、10名程度の市職員から拍手をもって出迎えを受けた。かつて無い経験であり、その明確な意図をもった取組みに強く感銘を受けた。

【1】タブレット端末活用への取組みについて

《説明概要》

・平成23年3月に発生した東日本大震災への対応が導入への契機となった。被災地域への支援を検討するなかで、自ら使用の紙減量化（当時、年間、市全体で125万枚、市議会だけで10万枚使用していた。）を思い立った。市長に予算化を申し入れたところ、執行部でも機を同じくしてペーパーレス会議導入への気運があり、一気にタブレット導入（初期投資6,000千円）となった。平成24年の導入当時、個人的にタブレットを所有する議員は一人もいなかった。また、先進地への視察を検討したところ、導入している自治体がどこにもなかった。全国で初めての導入とわかり、議員全員のモチベーションが否応無く高まった。

・導入後は、最初に全員協議会に限って使用した。後は、順次本会議等使用範囲を拡大し、現在は、議会すべての会議に使用している。

・当初は、ペーパーレス化が主眼だったが、現在では、議会内の情報伝達、危機管理上の執行部あるいは議員間の緊急連絡、さらには、政務活動調査、各種資料の閲覧、取得等、議員活動にとって無くてはならないものとなっている。

・議員にとっては、様々な情報へのタイムラグが無くなるとともに、事務局にとっても、今まで費やしていた多大なルーチン業務から開放されることになり、本来の政務調査等の業務に専念できる環境が整ってきた。

・タブレットは単なるツールにすぎない。タブレットを活用することで、まずは、議員各人が調査能力を磨き、退化した立法機能を目指すこと。それが、執行部との車の両輪になり得る道。

・昨年、使い勝手を考慮し、システムを現在のサイドボックスに変更した。また、通信料も、パケット割に変更し、議会全体（18名）で30ギガバイトをシェアしている（人によって使用量が全く違う。）。

- ・タブレットをツールとして使いこなすため、議場を含め、全会議へのIT機器の持込を許可している(発想の転換。何が一番重要か。最後は、議員の自己責任との共通認識。)
- ・使い勝手を考え、公費で通信料を予算化している。ただし、一定の前提に基づき、按分で議員の自己負担を定めている。

● 質疑

- Q) タブレット導入の検討を進めるにあたって、執行部との情報共有を同時進行で進めるための仕組み等、何か方策は考えられたか。
- A) 特に、執行部を交えての組織等は設けなかった。まずは、議員間でタブレット導入が議会改革につながるとの認識を共有することが重要と考え、議員のみで議論した。ポイントとなる事項については、事務局から執行部に情報提供を行った。議会として、タブレットの導入を総意として決定して初めて、執行部と協議に入った。
- Q) 議会として、市民に対しタブレット導入についての情報開示をどのように行われたのか。
- A) 特に、積極的には広報しなかった。タブレットは議会改革に向けてのツールに過ぎないので、実際に、紙の削減量とか、効果が明らかになった段階でピーアールすべきではないか。
- Q) 資料では、新システム導入時のタブレット購入費が含まれていないが、いかがか。
- A) タブレット分は、レンタル扱いで通信料に含まれている。昨年も改選で新たに4人の新人議員が誕生したが、すべて個人持ちのタブレットを所持していた。他の議員も、最初のタブレット導入時と違い、皆個人でタブレットを所有している。システムを共有できない複数の公費と個人持ちのタブレットを管理しなければならない状況を考えると、個人的には、タブレットは個人持ちで、ネットワークのみ共有できれば良いのではないかとも思う。
- Q) 他の自治体で聞いたところ、アイパッドやアンドロイドなど、OSが違う複数のタブレット間のネットワークには不具合が起きると聞いたが。
- A) 我々も、以前は同じような懸念を抱いていたが、現在は、セキュリティにさえ配慮すれば、違った機種でネットワークを作っても、問題はないのではと考えている。それよりも、各議員が複数のタブレットを管理することの方が大変では。場合によっては、飯能市議会で端末を配布するのは後1回程度(システムの保障が前提)になるかも知れない。それよりも、現在のモバイル機器の進化を考えると、将来的には、ウェアラブル端末の使用まで考えなくてはならない。そもそも、議会システムにのる情報は、公開が前提のものばかり。
- Q) カレンダー機能についての説明を受けたが、情報の共有範囲はどのくらいか。
- A) 議長、副議長に限らず、議会の公務については、システムを使って情報を共有している。

【2】議会基本条例制定までの経緯と制定後の検証体制について

【3】その他の議会改革への取り組みについて

《説明概要》

・平成17年1月に名栗村と合併し、現在の飯能市が誕生した。合併当時、市議会内で会派間の深刻な対立があり、議会運営に支障が生じていた。このため、平成20年6月に全議員による「議会のあり方研究会」を設置し、フリートークによる議会改革を議論してきた。平成21年の改選を機に、議会改革への気運が高まり、以後今日まで、議会改革検討会を経て議会改革推進会議により、継続して議会改革を進めている。当初、議会基本条例を速やかに制定しようとの動きもあったが、古参の議員を中心にアレルギー反応が見られたため、平成22年に「議会改革検討会」を設置し、制定のための推進組織とした。

・議会改革検討会：議員全員で構成。この場で協議したことは、本会議等、他の会議では再協議しない。時間をかけてでもレベル合わせをすることで、結果として無駄のない議論になったと思う。また、この検討会で完結するというルールを設けている。テーマによっては、分科会を幾多設けたが、今日まで数多くの議論を重ねてきた。

・議会基本条例案文作成チーム：平成24年2月に、議会改革検討会の内部組織として、8人構成で設置。計10回開催。最後まで議論はすんなりとはいかなかったが、議員各位に何とかまとめたいとの思いがあり、最終的に、平成24年6月定例会に議案を提出できた。

・政務活動費の審査：議員による政務活動費審査会でチェックしている（事務局任せではない。）～市民への説明責任。

●質疑

Q) 本市議会では、5年前から今までに計9回の議会報告会を開催している。市議会定例会での議決内容等の報告を主に開催しているが、市民の関心がなかなか高まらない。貴市議会では、タブレットの活用を含め、何か対策をとられているか。

A) 本市議会では、いわゆる議会報告会を現在は実施していない。言われるように、単なる議会報告会では人は集まらない。会を設ける目的は、市民との距離を少しでも縮めるため。そのためには、本市議会でも試験的に取り組んでいるが、具体的な目的、テーマを定め、自由な討議を通じ市民の意見等を引き出す場とする必要があるのでは。それがひいては、議員の立法権の強化につながると思う。

Q) 政務活動費の交付対象は個人、会派いずれか。

A) 議員個人ごとに交付している。3年前までは会派ごとに交付していたが、改正した。議員活動の縛りをなくすとの意見が出たので、議会の総意により改正した。

Q) 議会基本条例の第7条に、反問権が規定されているが、実際の内容はどうか。

A) 本来の意味での反問権ではない。「聞き返して良い」位の意味。本来の反問権を行使するためには議会側を含めよほどの環境が整わなければ無理では。現状で反問権を行

使すれば、議会運営がめっちゃめっちゃになる可能性がある。

Q) 議会基本条例を制定して、一番良かった点は。

A) 明文化、口答による伝承等を含め、別々に規定されていた事項が一本化され、体系的に市民の皆さんに説明できるようになったことだと思う。今まで表に表れなかった決定過程が、条例により明文化されたことで、議会本来の姿になれるのでは。特に、新しいことを定める必要は無いと思う。今まで取り組んでいることを明文化することに意義があると思う。



2. 岩手県滝沢市

● 対応者

(議会) 長内信平市議会議長、角掛邦彦議会改革推進会議委員長
(議会事務局) 熊谷昇議会事務局主査、高橋永議会事務局主任
(担当部署) 熊谷和久企画政策課長、川嶋陽企画政策課主任

● 場 所

滝沢市役所会議室 (岩手県滝沢市中鶴飼 55)

● 市 勢

* 市制施行 平成26年1月1日

* 人 口 (男) 26,998 人、(女) 28,071 人 = 合計 55,069 人(H28.03.31)

* 世 帯 数 22,270 世帯

* 面 積 182.46 km²

* 産業分類就業者比率

【第1次産業：漁業】5.2% 【第2次産業：建設・製造業】21.5%

【第3次産業：卸・小売業、宿泊・飲食、医療・福祉、他】73.3%

●特 徴

盛岡市の北西部に位置し、東西約 14k m、南北約 20k m、総面積 182.46 平方キロメートルである。市役所は中央部に位置し、盛岡市中心市街地から 10k m の距離にある。市北西部には秀峰岩手山をいただき、雫石川、北上川が流れ、気候は内陸性気候である。岩手山麓部から平坦部にかけて酪農、稲、野菜等を主体とした都市近郊農業地帯で、昭和 57 年には豊かな村づくり全国表彰天皇杯を授賞している。みちのくの初夏の風物詩チャグチャグ馬コの発祥地であり、馬返し登山口は岩手山の表玄関として知られる。近年は、平坦部より民間宅地開発、事業所、大学の立地が進み、都市化が進行している。特に東部地区は、平成 10 年に岩手県立大学が開学し、大学、試験研究機関が集積し、岩手県における研究学園地域を形成している。平成 12 年 2 月 15 日には人口 5 万人を達成し、人口日本一の村となった。平成 18 年 3 月には IGR いわて銀河鉄道巢子駅が開業し、周辺地域の都市環境整備等に取り組んでいる。平成 18 年 1 月には自治体として初めて日本経営品質賞（自治体部門）を授賞した。平成 23 年 3 月 17 日に、滝沢地域社会の振興と住民自治の充実を図ることを目的に自治基本条例を検討するとともに、団体自治の強化を図ることを目的に市制施行を行うことの表明を行い、平成 26 年 1 月 1 日に市制施行し、同年 4 月 1 日に滝沢市自治基本条例を施行した。平成 27 年 3 月には、「住民自治日本一の市」に向けた、幸福感を育む環境の礎を市民みんなで創ることにより、市民が夢と希望を持ち、将来にわたり滝沢市で生き生きと暮らせる活力のある地域の実現を目指すため、滝沢市自治基本条例に基づいて市民とともに第 1 次滝沢市総合計画を策定し、平成 27 年度から総合計画に基づき市民主体の地域づくりに取り組んでいる。

●議会の状況

*議員定数（条例定数：20 人、現員数：19 人）

*会派構成：一新会（6 人）、滝政会（3 人）、公明党（2 人）、日本共産党（2 人）、新志会（2 人）、無会派（4 人）

*平均年齢： 62.1 歳

*当選回数： 1 回 ～ 6 回

*会議の開催状況

・定例会：(2・6・8・12 月)→本会議日数：26 日/年（H27 年実績）

・臨時会：2 日/年(H27 年実績) ・常任委員会：72 日/年(H27 年実績)

*議決結果：93 件（H27 年実績）

*常任委員会（定数）

・総務教育常任委員会（8 人）

・環境厚生常任委員会（6 人）

・産業建設常任委員会（6 人）

・予算決算常任委員会（19 人）

・広聴常任委員会（6 人）

・広報常任委員会（6 人）

*特別委員会

- ・議会改革推進会議（議長を除く 19 人）
- * 事務局職員数：事務局長以下 5 人（定数 5 人）

● 概 要：（資料別紙）

【1】 幸福感を踏まえた総合計画の策定について

《説明概要》

・元々町制に移行する以前から、住民の考えていることと、行政の考えていることにズレがあるとの認識が当時の町長にあった。ならば、住民主体にまちづくりを進めていたであろうとの考えで、まず、「地域デザイン」を住民主体に策定し、以後、地域ごとに地域まちづくり推進委員会を組織し、議論を重ねてきた。町制に移行する以前は、「人口日本一の村」と呼ばれ、勤労者の 8 割が隣接する盛岡市に通勤する、旧住民と比較的行政への要求度の高い新住民が混在する地域。町全体を行政主体で画一的に総合計画を策定する土壌にはなかった。策定の過程で、各地域の地域ビジョン策定に、町職員を派遣する形で、協働し策定した。

・予算優先意識からの脱却：予算優先で、総合計画が形骸化しないよう、総合計画の実行計画を重視。実行計画と予算項目を必ずリンク。庁内協議において、実施計画から入らないと、予算計画にたどり着けないよう制度設計を行った。

・町職員の意識改革～経営品質という考え方に立って、長年継続している。

・事務事業に関する実施原則～業務のマニュアル化を避ける。

・総合計画策定時の理念の継承～第 5 期総合計画策定に関わった市職員の目線ではなく、策定後に新たに入庁した市職員の意識に立ち、常に研修等を通じ、計画の意図を職員全体で共有する取組みの継続。

・滝沢市自治基本条例第 9 条を根拠に、総合計画を位置づけている。

・市域全体計画（行政が主体で取り組む） ⇔ 地域別計画（地域住民が主体）

・幸福実感一覧表～達成度の尺度：象徴指標設定～住民アンケートを元に、多くの市民有志が約 2 年をかけて設定していただいた。

・まちづくりの基本として、「住民自治日本一」を掲げ、住民のアイデンティティにアプローチしている。

・パブリック・インボルブメント手法の活用：行政の職員だけでなく、計画策定に関わった市民が他の市民に説明するような手法もとった。

● 質疑

Q) 行政が主体となって策定した市域全体計画に、コンサルタントは関わったのか。

A) 頼まなかった。ただし、当初計画策定のスキルが無かったので、慶応大学の先生にお願いし、研修等で指導をいただいた。

Q) 幸福実感一覧表に示されている目標値の基準値は、どのように設定されたのか。

A) 基本的に、住民アンケートを集約した結果となっている。

- Q) 先ほど、市議会からの議会報告会の説明を受けた。市民からの要望等が元になって、見直しされていくような項目があるのか。
- A) 尺度となる幸福実感一覧表には、ご覧のとおりハード事業は一つも含まれておりません。住民が努力すれば実現できる項目が基本的に積み上がっている。これを市民が主体的にすることで幸せになれる、そのための環境を行政が整えるという構造となっている。
- Q) 住民主体の地域別計画にハード事業を盛らないことで、住民からの不満はでなかったのか。
- A) やはり少なからずあった。そのため、地域別計画に「課題」として乗せることで、妥協を図った。
- Q) 幸福度は人により受け取り方が様々だと思うが、現在の格差社会にあって、所得の向上には行政として触れざるを得ないと思うが、その点はどうか。
- A) 幸福度を考える際の参考として市民アンケートを実施し、普遍的な幸福の「ものさし」について調査した。その結果、回答として、「健康」、「人とのつながり」、そして「所得・収入」の3つの要素が明らかとなっていた。全国的にも似たような傾向だが、本市の場合、一番多かった回答が「健康」、次に「人とのつながり」、3番目が「所得・収入」だった。そのため、逆説的になるが、行政の役目として「所得・収入」向上への取組みに重きを置いている。幸いに、市内にある県立大学の影響で、ICT産業誘致への下地がある。また、県立のインキュベーションセンターもあり、起業育成に取り組む環境もある。また、国の連携中枢都市圏構想が明らかになった段階で、隣接する盛岡市との協議を経て、先行して本市の総合計画に取り込み、ICT産業の振興をすでに宣言している。元々本市の置かれている環境を考えれば、重厚長大産業の誘致は無理。広域での生活圏を考え、勤め先は市外でも、住むところが市内であれば良いのではと考えている。
- Q) ここまでの取組みを進めてこられるにあたっては、市職員の皆さんの大変なご苦労があったものと思います。特に、市職員の意識醸成にあたっての取組みは。
- A) 今も課題になっている。ただし、本市の場合、総合計画策定以前から日本経営品質向上運動に市職員全体で取り組んでいた。これは、市職員の意識改革を目的に取り組んでいたものだが、この遺産が今も続いているのかと思う。こうした歴史から、今でも市職員全体での研修を続けているが、特に、管理職の役割が重要となるため、部長以上の職員には、大きな役割が今でも課されている。

【2】議会改革への取組みについて

《説明概要》

・議員定数の見直しについて：結果としては、人口が増加していることもあり、協議の結果、現行の20名のまま。ただし、協議の過程において、定数削減ありきではなく、望ましい議会定数について市民参加のフォーラム、ワークショップ、ワールドカフェの

開催等、市民の意見を聴取した結果。また、事前に議会の定数・報酬専門委員会で議員の年間活動量からみた議員報酬額について議論し、増額止むなしとの結論に至った。フォーラム等を通じ、会場の約7割の市民の理解を得、平成27年6月から現行の329,000円に改正された。

・議会報告会の実施状況について：市民の意見を直接聞く場としての位置付け。2年前から議会報告の他に、ワークショップ形式で市民の意見を聴取するようになった。また、地域ごとにテーマを絞って協議している。平成27年度は、全13会場で開催し20自治会194名が参加。年1回、議員6名の3班編成で実施している。かなりの負担だが、一定の役割を果たしている。

・一般質問の見直しについて：再質問から一問一答で行い、質問と答弁を合わせ、60分以内としている。反問権の行使を、市長が一度行使したことがある。また、市民から見て論点を明らかにすることを主眼として、本年より本会議場等でパネル等の使用を許可した。

・政務活動費の実施状況について：平成23年8月から議員一人当たり月額20,000円を、15,000円に変更した。

・議会中継の実施状況について：平成22年1月臨時会から中継を開始。リアルタイムとともに、オンデマンドで録画でも公開中。

・本会議、各委員会での特記事項について：本市議会の議会基本条例に議員間討議、反問権の行使をうたっている。自由討議については、全員協議会、予算・決算常任委員会、本会議で行っている。また、反問権については、論点整理を目的に定めたものであるが、一般質問の際に市長が一度、行使した例がある。

・正副議長等の立候補制度の実施状況について：立候補を前提に、平成23年8月から、休憩中に立候補者の演説会を実施している。

・開かれた議会への取組みについて：新成人議会を平成22年から計4回実施している。また、平成27年5月に、25歳から10歳刻みの市民から抽選で選ばれた方を対象に市民議会（干支議会）を実施した。また、本年には、市内にある県立大学と2県立高校生徒、学生との意見交換を実施した。その中で大学生と高校生との直接対話もあり、高校生にとって有意義な機会との感想が聞かれた。議長室及び議場の開放としては、毎年、小学生の社会科見学で議場見学を実施している。

●質疑

Q) 議会報告会は、どのように進められているか。

A) 本年度は、5月から6月にかけて全13会場、24自治会を対象に実施した。元々は各自治会単位を基本に開催していたが、近年は、一緒に出来るところは合わせて実施視している。報告会の運営はすべて議員で行っている。参加者は、どうしても毎年同じ市民に偏るので、先ほど説明したとおり、2年前からワークショップ形式で地域ごとの個別課題などにテーマを絞って、市民の生の声を拾えるように努めている。そ

の場で返答できない質問・要望等については、持ち帰った上、担当常任委員会の責任で執行部に照会するなど、回答できるところまで対応するようにしている。

Q) 質問内容は様々だと思うが、クレーム等、何か傾向があるか。

A) 議員6名ごと3班に分かれて実施するので、1班当たり4～5回位になる。その経験で言うと、ワークショップ形式で臨む以前の報告会では、自分の主張ばかりを唱える参加者がよく見受けられた。しかし、ワークショップ形式に改めたことにより、結果として参加者が意見を共有することになり、ほとんどクレーマーは見受けられなくなった。

Q) 市執行部への提案、要望等については、どのように対応されるのか。

A) 先ほど申し上げたとおり、その場で判断できないものについては、持ち帰って所管と思われる常任委員会に対応を委任している。そのため、各班には各常任委員会の委員が必ず含まれるよう配置している。各常任委員会で対応するなかで、当然必要な事柄については、執行部に照会することになる。最終的には、報告書にまとめ議長に提出し、必要に応じ、議会広報紙、市議会ホームページ等で公表している。

Q) 市民の要望等が、最終的に市の予算なり施策に反映されているか。

A) 残念ながら、現段階ではそこまで至っていない。今後の大きな課題と考える。そこまで至らなければ、必ず市民の皆さんの理解を得られないのではないかと。

Q) 先ほどの説明で、過去に一度、市長が反問権を行使されたとのことだが、具体的にどのようなケースか。

A) 共産党所属議員の一般質問に対してであったと思う。集団的自衛権についてであった。



3. 秋田県仙北市

●対応者

(議会) 青柳宗五郎市議会議長

(議会事務局) 三浦清人議会事務局長、藤岡純議会事務局長補佐、高階栄子議会事

務局長補佐

(担当部署) 藤村幸子地方創生・総合戦略室長

●場 所

角館・樺細工伝承館会議室 (秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30)

●区 勢

*区制施行 平成17年9月20日

*人 口 (男) 12,999 人、(女) 14,839 人=合計 27,838 人(H28.03.31)

*世 帯 数 10,723 世帯

*面 積 1,093.56 km²

*産業分類就業者比率

【第1次産業：漁業】13.6% 【第2次産業：建設・製造業】25.6%

【第3次産業：卸・小売業、宿泊・飲食、医療・福祉、他】60.8%

●特 徴

秋田県仙北市は、県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している地域。ほぼ中央に水深が日本一の田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。地域の約8割(892.05平方キロメートル)が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水源となっている。

気候は、冬季には全地域で平均気温が氷点下を下回る厳しい寒さとなるが、地域の南北間では気候、降水量ともに差が見られる。

総面積は、1,093.56平方キロメートルで、秋田県全体の9.4%を占めている。

また、仙北市は平成17年9月20日に旧田沢湖町、旧角館町、旧西木村が合併し、誕生した市である。

《田沢湖地域》明治22年の市制・町村制の施行により、生保内村、田沢村、神代村が生まれた。昭和31年9月、生保内町(昭和28年町制施行)、田沢村、神代村の3町村が合併して「田沢湖町」が誕生し、今日に至っている。

《角館地域》角館町は城下町として発展してきた。関が原の戦い後、秋田には佐竹義宣が入り、角館にはかつて会津の雄であった名族芦名義勝が佐竹氏より1万5千石を与えられ治めることになった。その後、芦名氏は3代で断絶し、幕藩体制の終わる明治まで佐竹氏の時代が11代2百年余り続いた。昭和30年3月に4町村が合併して「角館町」が誕生し、今日に至っている

《西木地域》明治22年の市制・町村制の施行により、西明寺村と桧木内村が生まれ、昭和31年9月、この2村が合併して「西木村」が誕生し、今日に至っている。

●議会の状況

- *議員定数（条例定数：19人、現員数：19人）
- *会派構成：仁政クラブ（5人）、翠巒会（4人）、民政会議（3人）、市民クラブ（2人）、無会派（5人）
- *平均年齢：61.0歳
- *当選回数：1回～8回
- *会議の開催状況
 - ・定例会：（3・6・9・12月）→本会議日数：20日/年（H27年実績）
 - ・臨時会：1日/年（H27年実績）
- *議決結果：152件（H27年実績）
- *常任委員会（定数）
 - ・総務文教委員会（7人）
 - ・市民福祉委員会（6人）
 - ・産業建設委員会（6人）
 - ・予算委員会（18人）
- *特別委員会（定数）
 - ・広報編集委員会（9人）
 - ・庁舎建設委員会（9人）
- *事務局職員数：事務局長以下5人（定数5人）

●概要：（資料別紙）

【1】国家戦略特区への取組みについて

《説明概要》

・元々、市長の強い思い入れがあり、行政主導で平成26年8月に「田沢湖・玉川温泉を中核とした医療・農林ツーリズム特区」として、内閣府に国家戦略特区提案書を提出した（応募団体157団体、うち地方公共団体等48団体）。前提には、市内の事業意欲の高い事業者の強い要望があり、地域の特性を活かした産業・地域振興、新たな産業創出を通じ地域の生活を守るためには、様々な規制の廃止・緩和に対する声が行政に多く寄せられていた。

・国への提案書が市内事業者への呼び水となり、以後、多くの提案が寄せられた。このなかで特に、農業生産法人の育成強化に伴う耕作放棄地の防止を検討するなかで、新たに、「無人自動飛行（ドローン）に関する提案」を「近未来技術実証特区」として追加提案した。

・現在、「国有林野活用促進事業」、「高齢者の就業時間の柔軟化を活用した農業法人経営多角化等促進事業」、「農業生産法人に係る農地法の特例の活用事業」、「近未来産業（ドローン産業）振興事業」、「NPO法人の設立手続きの迅速化事業」、「温泉活用・湯治型ヘルスケアの推進事業」の計6事業が認定され、取組みを進めている。

・仙北市は、1次指定（5地域：H26.3.28決定）に続き、2次指定として平成27年8月に、愛知県、宮城県仙台市とともに、地方創生特区として決定を受けた。

・ドローンに関する取組みとして、今年初めて仙北市及び近隣の小中学生60名を受講者として、ドローンスクールを実施した。また、特定実験試験局制度に関する特例を活

用し、海外選手を含め競技参加者50名によるドローンレースを実施した。5台のドローンを同時に飛ばすなど試験的な試みを行ったため、競技運営に一部支障が生じたが、今後、ドローンの活用範囲を拡大するうえで有用な機会となったと感じる。

・県内にドローンを製作している会社があり、高額なヘリコプターに替え、ドローンによる農薬散布の取組みを進めている。そのため、地元の財産区にお願いし、財産区所有の山林2km×1kmの範囲を、平成27年11月に「仙北市指定ドローン飛行エリア」に指定した。ドローン利用による農薬散布には多くの企業等の期待があり、現在、5団体が実証実験に取り組んでいる。ドローンの飛行による空中からの情報には、災害対策等多くの活用策が見込まれ、今後、大いに期待できる分野と考える。

・医師不足を補い、併せて医療ツーリズムを推進するため、外国人医師等が行う臨床修練等に係る特例の活用を目指しているが、言葉、文化等の違いによる問題に直面し、まだ実際に受け入れた実績はない。ただ、仙北市の将来を考えると、国内旅行客をターゲットとした、地元観光とセットとなった医療ツーリズムの実践は必須条件と考えるので、今までの取組みへの課題を整理し、現在、市内医療機関及び宿泊施設とともに検討を進めているところ。

・現在取り組んでいる6事業とは別に、現在提案中の2事業がある。

- ① 農家民宿等（約40軒）の団体が行う農林業体験サービスにおける旅行業法の適用除外～仙北市特区において、農家民宿等で構成される団体等については、市内にて催行する旅行の企画、契約、募集、実施、代金回収を容易にするため。
- ② 労働時間貯蓄制度（各労働者の勤務時間を労働時間口座で記録・管理し、1日8時間を超える時間外労働を主として休暇で保証する仕組み。口座に貯蓄した時間外は複数年にわたって通算可能。）～より一般的・包括的な制度とする。

●質疑

- Q) 説明を受け、ドローンの活用策として、過疎地域への配食サービスに活用できないかと思った。そこで貴市の検討のなかで、農薬散布、地上の監視等だけでなく、輸送などの分野への活用は検討されているか。
- A) すでに、取り組みたいと希望しておられる企業があり、近々、ドローン飛行エリアを使って、同じコースをヤクルトや牛乳などを運ぶ輸送実験が始まる予定。
- Q) 説明を受けたが、グリーンツーリズムで結果として多国籍の方が押し寄せた場合、言葉や文化等の違いには、どのように対応されるのか。
- A) 最近、ムスリムの観光客に対してハラルへの対応が不備で混乱したことはあったが、意外と接遇での主役のお母さん方のコミュニケーション能力が高く、思いのほかうまくいっている。お父さん方も、秋田名物のきりたんぼを一緒に作ったり、相手の言葉がしゃべれなくても、結構身振り手振りですうまくコミュニケーションを取れているようだ。また、いよいよ困った時は、スマホの専用アプリが使われている。今日出席の、高階栄子議会事務局長補佐も、ボランティアでよく外国人の

対応をしている。東南アジアやオーストラリアの方が多いうのだが、おもてなしの気持ちがあれば、相手もそれなりの予備知識なり勉強をして来日しているようなので、結構、意思疎通が図れているように思う。

Q) 自分も農業に関わっているが、ドローンによる農薬散布の話は初めて聞いた。そのようなドローンは通常のドローンと違って、高性能で価格が高くなるのか。

A) 購入したドローンは一式で98万円でした。

Q) 安来市で自分が関わっているほ場は、1ha区画で、1台750万円する無人ヘリコプターを2人掛かりで操作して農薬を散布している。しかも、故障の頻度も高い。購入されたドローンの操作は、何人ですか。

A) 1人で行います。各種のセンサーが搭載されており、自動でデータ分析をしながら、適正な量、適正な場所を自ら見極めながら散布できる能力を有している。

Q) 無人ヘリコプターで農薬を散布する場合は、かなり高い上空で風圧を利用し散布する。かなりの操縦技術も必要。説明のドローンはかなりの大型か。

A) 見た目はそう大きくないが、かなりの重量の物を持ち上げられるようだ。これから実証実験に入られる。

●概要：(資料別紙)

【2】議会基本条例制定までの経緯と制定後の検証体制について

【3】その他の議会改革への取り組みについて

《説明概要》

・行政大綱（アクションプラン）の具現化を目的に、平成19年3月に、行政改革特別委員会を設置。平成22年1月までに15回開催。

（主な成果）

- ① 議員報酬の8%相当削減（H20.4.1以降）
- ② 定数削減24名⇒22名（H22年改選時）
- ③ 老人福祉施設の民営化（2施設）

・議会基本条例の原案作成を目的に、平成21年3月に、議会改革推進協議会（第1次）を設置。8月までに計3回開催。

（主な成果）

- ① 議会基本条例制定（平成21年5月施行）
- ② 仙北市議会運用例の改正

・議会基本条例の検証を目的に、平成23年3月に、議会改革推進協議会（第2次）を設置。10月までに計6回開催。

・議会基本条例の検証、議会報告会のあり方及び常任委員会のあり方を議論するため、平成24年6月に、議会改革推進協議会（第3次）を設置。平成26年1月までに計6回開催。

・議会基本条例等の検証を目的に、平成26年9月に、議会改革推進協議会（第4次）

を設置。現在も継続中。

(現時点での主な成果)

- ① 議会報告会の実施 (H26.11 月、3 地区)
 - ② 予算常任委員会の審査期間を 2 日間から 3 日間へ (H26.12 月～)
(1 日目：議案質疑、2 日目：分科会報告、同質疑、3 日目：討論、採決)
 - ③ 予算常任委員会の討論は、通告制を採用 (H26.12 月～)
 - ④ 予算常任委員会付託議案の本会議での討論の自粛 (H26.12 月～)
 - ⑤ インターネット中継の保存記録配信
- ・インターネットによる議会ライブ中継について
インターネットによるライブ配信の業務委託～U ストリーム (無料) を活用した配信

● 質疑

- Q) 議会報告会の運営状況及びあり方について質問する。安来市でも平成 23 年から、中学校区ごとに市議会定例会の報告を中心に行っているが、地域ごとで参加人数にかなりのバラつきがある。また、行政に対する苦情のはけ口になることも多く、現状のスタイルでは、市議会が行う意義が薄くなっている。貴市の現状及び開催の考え方について伺う。
- A) 本市議会でも、議長を除く 18 名の議員を 6 名ごとの 3 班体制で 3 日間、計 9 地区で開催している。これを春と秋の年 2 回開催している。班編成は、3 つの常任委員会委員が各班満遍なく配置されるようには配慮しているが、出身地については全く配慮していない。班本市議会でも貴市議会と同様の実情があり、現状のまま行うのであれば、会派単位で行った方がよいのではないかと意見が起きている。そこで、今年度から名称を「議会報告会」から「議員との交換会」に改め、地区ごとにテーマを絞って取り組んでいく予定。質問等の内容によっては、執行部に伝えるだけでよいのか、一般質問でたすべきものなのかということも含めて議論しているところ。
- Q) 貴市議会の基本条例第 8 条に市長等の反問権が規定されているが、この定義と実際の執行例があるか。また、第 10 条の施策別又は事業別の説明とは、具体的にはどのようなものか。
- A) 反問については、地方自治法で規定する趣旨とは違い、質問の趣旨を確認する、聞き返す程度。市長が数回行ったことがある。この反問の具体的な範囲等は定めていないが、地方自治法上、議員が質問することになっているのであって、執行部側からの質問は想定されていない。そのため、運用で上記の範囲に留めている。反問権に触れたのは、秋田県内では本市議会が最初だが、その後、県内他市議会でも制定されるようになっており、実際、執行部側の反問権の行使により、混乱が引き起こされた例が県内にある。もう一つ、説明を市長に求めることについては、実例として決算資料が決算書と連動しておらず分かりにくかったため、議員

からの要求により決算書と連動するかたちで、別冊資料を新たに求めた。さらに、この条例の規定が出来る以前は、説明資料の要求について明確な根拠がなかったため、以後資料要求が円滑に行われるようになったと思う。

Q) 議員定数を24名から22名、さらに19名まで削減しておられるが、この経緯は。

A) 今は若干改善されたが、この当時、市の財政状況が財政再生団体に転落しそうなくらい厳しい状況だった。加えて、当時、議員報酬の削減を掲げて当選された複数の議員が会派を結成され、いろいろか過程を経て、最終的に定数も議員報酬ともに削減されることになった。

Q) 議員定数削減の結果、奇数の19名になった経緯は。

A) 合併前の地域間の綱引きの結果、妥協の産物として奇数となった。

Q) 定数が奇数となったことで、賛否同数になったことがあるか。

A) 本会議で2回ある。また、委員会では数多く起きている。

<考 察>

視察地における総合計画策定の基本は、ハード面よりもソフト面重視の計画策定となっている点である。即ち、箱物をつくる政策から各年代の市民一人ひとりが、目指すまちづくりに対し具体的な関わり方、やるべきことを明確に記載した計画となっている点である。安来市においては、市民協働、クラスター型地域発展の表現で示されているが、市民理解、取組みの具体性は不十分と言わざるを得ない。これは現在一部で進みつつある地域ビジョンの策定・推進が総合計画の柱として組み込まれていない点である。広範な地域の歴史・文化・特徴を活かし、そこに居住する住民自らが積極的に参加し作り上げるまちづくりであり、広範な地域を有する安来市の取組みとしてスピード感を持って推進すべきものと感じるところである。トップダウンで行う施策から、市民が考え計画し、行政のできる最大限の支援を行い、議会としてしっかりチェックする、ボトムアップ型のまちづくりへ転換する時期に来ているのではないか。

議会として取組む議会基本条例の制定や IT 機器を活用した効率化の推進は、聖域へも果敢に踏み込む議会改革と連動している。自らを見つめ直し、議会人としての使命を果たすべく役割を明確にし、市民と一体となったまちづくりを進めるため、積極的な行動を誓うものである。

以上